

賃貸集合住宅の共同生活に関する細則

(前文)この細則は、別紙賃貸借契約書第9条3項に基づき、賃貸集合住宅の賃借人が必ず遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを定めたものです。

第1条(賃借部分の善管注意)

天気の良い日には出来るだけ窓を開けて通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意し、クロス
の剥がれ等の防止対策を励行すること。また浴室、洗面、トイレについて出来るだけ換気をして、カビの防止
に努めてください。

特に冬場には、室内と室外の気温の温度差により、結露が発生しやすくなり、物入れ(押入れ・下駄箱等)の
内部が湿気で物品等にカビが付着しやすいため、十分に気をつけて(大切なものは出し入れする・通風等を行
う・カビ防腐剤を入れる等)下さい。また、カビ等による物品等の賠償を貸主は行いません。尚、解約時クロ
ス等にカビが付着していた場合、原状回復費を頂くことがあります。

階下の下に騒音等で迷惑をかけないよう、床にジュタン等を敷くなど注意してください。また、共同生活で
すので一般常識的な音について皆様もご配慮お願いいたします。

契約期間内におけるの消耗品(パッキン・電球・換気扇フィルター等)は借主が自己の責任と負担において
交換すること。

喫煙等の行為により、壁・クロス等に過度のヤニが付着することを防止してください。解約時クロス等に過度の
ヤニが付着していた場合、原状回復費を頂く場合があります。

水周り排水設備に物(髪の毛・野菜の切りくず・油、お子様がいる場合は小さなおもちゃ等)を詰まらせないよ
うにして下さい。定期的に掃除をしてください。排水が詰まった場合は、自己負担で修復して頂きます。

緊急工事業者 水道設備 株式会社共同サービス

0120-00-0301 24時間対応

ホワイトホームズの管理物件とってください。

第2条(一般的遵守事項)

テレビ・ステレオ・その他楽器類の音量は、周囲に迷惑がかからない程度に押さえること。

ドアの開閉は静かに行うこと。

悪臭を放って、近隣に迷惑をかけないこと。

ペット持込可の場合でも放し飼いにし共用部分に出したり、鳴き声・臭い等で周囲に迷惑をかけないこと。

石油ストーブ・石油ファンヒーター・ガスストーブの使用禁止。

第3条(駐車場)

自動車・バイクの空ふかしはしないこと。

物品等は置かないこと。

駐車場内での問題(接触・盗難等)は当事者間で解決し貸主及び管理会社は一切責任をもちません。

第4条(共用部分)

バルコニーでの水の使用は、階下に水漏れが生じるため、十分注意すること。

バルコニーの排水ドレンが詰まると水漏れの原因になりますので、頻繁に清掃をして下さい。

故意または過失によって共用部分の諸施設を毀損したときは、自己負担で補修すること。

バルコニー内の隣との仕切り板付近には物を置かないこと。火災時の避難路です。

エレベーター内で物を散らかしたり、つばを吐いたりして汚さないこと。

共用部分(廊下等)に物を置かないこと。廊下は避難路です。

第5条(コミュニティー)

回覧板は、目を通したら、速やかに次順の者へ回すこと。

町内会へは入会し、町内会費を支払うこと。(任意)

第6条(ゴミ処理、清掃)

ゴミを捨てる際は、必ず当日の朝出し、分別(不燃、可燃等)をしてください。

転入、転出時に大量の廃棄物がある場合は、自己の責任と負担において他の方に迷惑をかけないよう処理
してください。また、自転車・棚等の粗大ゴミは有料になりますので、最寄の粗大ゴミ受付センターへご連絡下
さい。

粗大ゴミ受付センター 03-5465-5300

第7条(その他禁止事項)

建物及び敷地内にチラシ等を掲示する一切の行為。

電気・ガス・給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更すること。

共用部分で喫煙すること。

他の居住者及び近隣居住者に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせる行為をすること。

集合住宅内での冠婚葬祭は禁止。

第8条(規約違反)

以上の各条項に関し、違反の程度が著しい賃借人に対しては、催告の上、本賃貸借契約を解除するものと
する。

第9条(管理会社)

契約物件について区分所有建物の場合、その区分所有の管理組合が定める事項について借主は遵守しな
ければならない。また、管理規約について、毎年の定時総会において規約の変更により契約の諸条件が変
更される場合がある事を借主は予め承諾する。

以上の細則について賃借人

は、必ず遵守いたします。

賃借人

平成 年 月 日